

災害等情報（詳報）

鉱 種：石灰石	鉱山の所在地：沖縄県					
災害等の種類：坑外・墜落	発生日時： 令和元年 8 月 1 3 日(火) 1 3 時 1 0 分頃	罹災者数	死	重	軽	計
				1		1
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数： 6 1 歳、作業員、直轄、勤続年数・当該業務経験年数約 3 6 年 1 1 か月						
罹災程度：左上腕骨外科頸骨折、左肘挫傷（休業日数 2 3 日）						
【概要】 罹災者は、ダストホッパーに貯まったダストをダンプトラック（1 0 t）に積み込むため、ダンプトラックを定位置に駐車させ降車した後、プラントの梯子でダストホッパー通路に上がり、開閉用棒によりダストホッパーのダストの取り出し操作を行った。 積み込み終了後、通常であれば梯子から地上に降りてダンプトラックに乗り込むところ、ダストホッパー通路からダンプトラックの荷台に移り、荷台縁から直接運転席に乗り込もうとした。その際に、キャビン後方窓の清掃用の足かけ（幅 4 0 0 mm、奥行き 8 5 mm）に左足を置き、左手でキャビン外付けの手すりに掴まり、右手でドアノブに手をかけたところ左手の手すりが外れて 1 . 2 m 下の地面へ墜落し、罹災した。 罹災後、直ちに病院に向かい受診したが、詳細な検査ができなかったため、後日あらためて再診することとした。翌日 1 4 日は会社へ出勤し、1 5 日に再診したところ、骨折であることが判明した。 手すりが外れた原因は、手すりを止めていたボルトが錆び、腐食していたためと推測される。 ※ダストホッパー：セパレーター（砕砂選鉱場にて粉碎された鉱石から微粒子（ダスト）を分離させる装置。乾式分級機。）で分離したダストを貯鉱する設備。						
【原因】 ・通常使用しているプラントの梯子を使用せず、ダンプトラック荷台縁から運転席に直接乗り込もうとした。 ・キャビン外付け手すりの取り付けボルトはカバーが付いており、腐食に気づかなかった。 ・手すりは車種によっては無いものがあり、日常点検の項目になっていなかった。						
【対策】 ・鉱山使用で手すりが付いている全ダンプトラックの手すりの確認、整備を行う。 ・鉱山労働者に対して K Y T などの再教育を実施する。 ・ホッパー抜取作業工程を見直し、地上から操作する方法を検討する。						
【参考情報等】 ○通常使用している通路を使用せず、危険な方法によりダンプトラックに乗り込むのは止めましょう。 ○鉱山保安法令における参考規定は以下のとおりです。 ＜鉱山保安法令＞ ・機械、器具及び工作物の使用（鉱山保安法施行規則第 1 2 条） ・巡視及び点検（鉱山保安法施行規則第 2 6 条第 3 項） ・鉱山労働者が守るべき事項（鉱山保安法施行規則第 2 7 条第 1 項第 1 号）						
【お問い合わせ先】 那覇産業保安監督事務所 保安監督課 担当者 土井、譜久嶺 電話番号 0 9 8－8 6 6－6 4 7 4						



ダストホッパー全景

ダストホッパー通路



ダストホッパー通路とダ
ンプ荷台との高低差は約
55cm

災害発生現場



落下時の状況